

○泉佐野市田尻町清掃施設組合公告式条例

昭和 40 年 7 月 26 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとする場合は、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合事務所前の掲示場に掲示して、これを行う。

(規則についての準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとする場合は、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、組合の機関の定める規則又は規程で公表を要するものに、これを準用する。ただし、第 2 条中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

第 6 条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 1 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 5 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(令和 8 年 3 月 30 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。